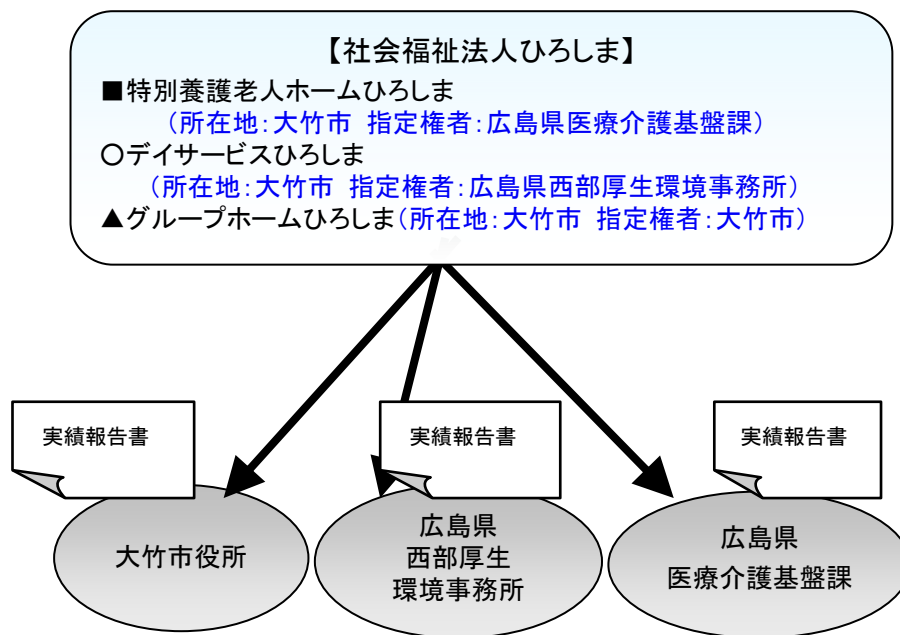


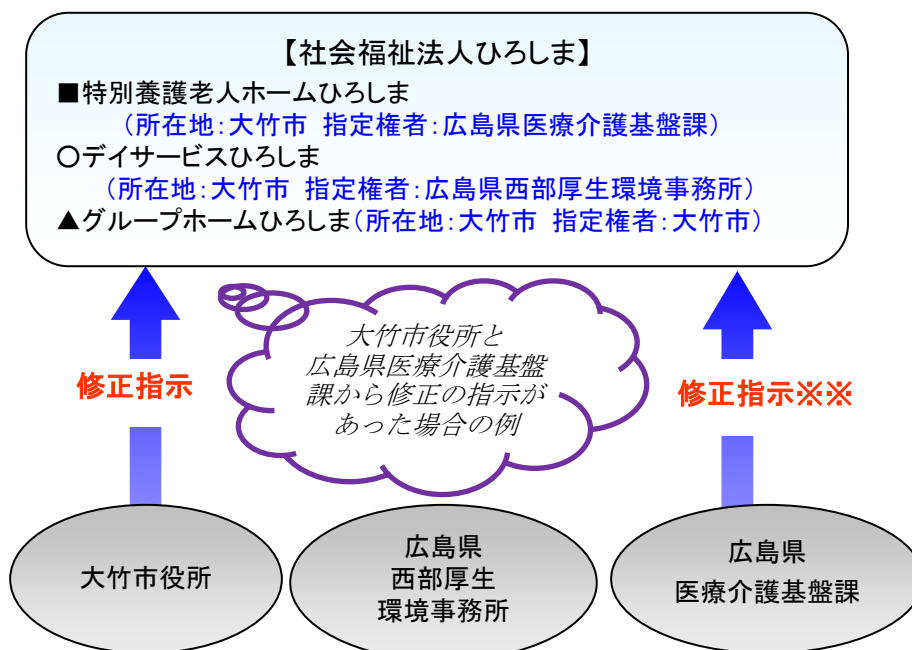
- ◆ 広島県内に複数の事業所をもつ「社会福祉法人ひろしま」が、実績報告書を法人一括で作成する場合には、各指定権者へそれぞれ提出が必要となります。

1. **R5. 7. 31(月)**までに実績報告書を各指定権者に提出する。

(3箇所それぞれに提出が必要となります。)



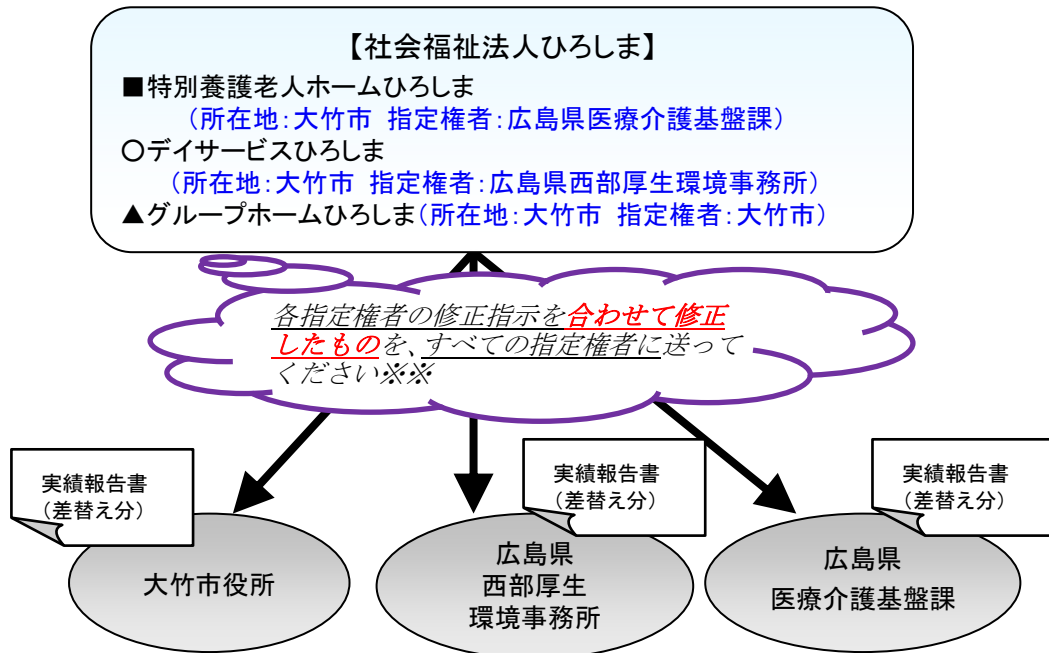
2. **R5. 10. 10**までに、各指定権者から個別に、法人の担当部署に修正の連絡がある。(※修正が必要な場合のみ)



※※ただし、広島県庁医療介護基盤課と厚生環境事務所に同じものを提出している法人の場合、原則として、修正指示は広島県庁がまとめて行います。

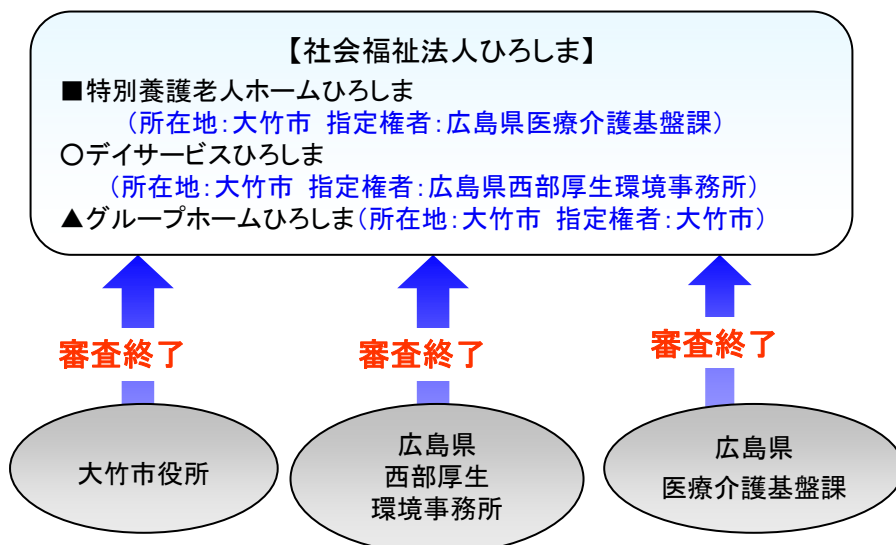
3. **R5.10.20**（指定権者から指示のある場合はその日）までに、修正した部分（差替え分）の実績報告書等を、すべての指定権者へ、修正連絡票を添付して送付する。

★指示のあった指定権者に、個別に修正・提出するのでなく、各指定権者の修正指示が出揃うまで待ち、修正内容を合わせて提出してください。



\*\*\*ただし、広島県庁医療介護基盤課と厚生環境事務所に同じものを提出している法人の場合、原則として、修正指示は広島県庁がまとめて行います。

4. 各指定権者から **R5.10月末頃**までに、法人の担当部署へ、審査が終了したことの連絡がある。（書面）



★すべての指定権者から審査終了の連絡があるまで、2、3 を繰り返してください。